

地方行政委員会議録 第二十号

昭和三十三年三月十二日（木曜日）

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 渡海元三郎君 理事 中島茂喜君

理事 永田亮一君 理事 藤田義光君

理事 川村継義君 理事 佐野憲治君

理事 安井吉典君

伊東 隆治君 大石 八治君

奥野 誠亮君 亀岡 高夫君

久保田円次君 武市 恭信君

登坂重次郎君 村山 達雄君

森下 元晴君 山崎 巖君

和爾俊二郎君 秋山 徳雄君

重盛 寿治君 千葉 七郎君

華山 親義君 細谷 治嘉君

栗山 礼行君 門司 亮君

出席國務大臣

國務大臣 早川 崇君

出席政府委員

自治政務次官 金子 岩三君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

自治事務官

森岡 敏君

石川 一郎君

越村安太郎君

三月十一日

委員伊東隆治君辭任につき、その補

欠として三池信君が議長の指名で委

員に選任された。

同月十二日

委員三池信君辭任につき、その補欠

として伊東隆治君が議長の指名で委

員に選任された。

本日

の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

奄美群島復興特別措置法の一部を改

正する法律案（内閣提出第四八号）

地方税法等の一部を改正する法律案

（内閣提出第一〇九号）

市町村民税減税補てん償還費に係

る財政上の特別措置に関する法律案

（内閣提出第二一〇号）

森田委員長

これより会議を開きま

す。

奄美群島復興特別措置法の一部を改

正する法律案を議題とし、質疑を行な

います。

質疑の通告がありますので、これを

許します。細谷治嘉君。

細谷委員

奄美大島の振興計画の間

題につきまして、すでに多数の委員の

方から御質問があったわけでありま

す。重ねて御質問をいたしたいと思

います。

まず第一にお伺いしたいこと

は、この復興計画の財源内容のうち、

特に一般財源三十二億六千九百万、こ

の内訳はどうなっているのか、これを

まずお聞きしたいと思

います。

まず第一にお伺いしたいこと

は、この復興計画の財源内容のうち、

特に一般財源三十二億六千九百万、こ

の内訳はどうなっているのか、これを

まずお聞きしたいと思

います。

まず第一にお伺いしたいこと

は、この復興計画の財源内容のうち、

特に一般財源三十二億六千九百万、こ

の内訳はどうなっているのか、これを

まずお聞きしたいと思

います。

まず第一にお伺いしたいこと

は、この復興計画の財源内容のうち、

特に一般財源三十二億六千九百万、こ

の内訳はどうなっているのか、これを

まずお聞きしたいと思

います。

まず第一にお伺いしたいこと

は、この復興計画の財源内容のうち、

特に一般財源三十二億六千九百万、こ

の内訳はどうなっているのか、これを

まずお聞きしたいと思

います。

まず第一にお伺いしたいこと

は、この復興計画の財源内容のうち、

特に一般財源三十二億六千九百万、こ

の内訳はどうなっているのか、これを

まずお聞きしたいと思

います。

まず第一にお伺いしたいこと

は、この復興計画の財源内容のうち、

特に一般財源三十二億六千九百万、こ

の内訳はどうなっているのか、これを

まずお聞きしたいと思

います。

まず第一にお伺いしたいこと

は、この復興計画の財源内容のうち、

特に一般財源三十二億六千九百万、こ

の補欠

として伊東隆治君が議長

の指名で委員に選任され

た。

森岡 敏君

石川 一郎君

越村安太郎君

三月十一日

委員伊東隆治君辭任につ

き、その補欠として三池信

君が議長

の指名で委員に選任され

た。

森岡 敏君

石川 一郎君

越村安太郎君

三月十一日

委員伊東隆治君辭任につ

き、その補欠として三池信

君が議長

の指名で委員に選任され

た。

森岡 敏君

石川 一郎君

越村安太郎君

三月十一日

委員伊東隆治君辭任につ

き、その補欠として三池信

君が議長

の指名で委員に選任され

た。

森岡 敏君

石川 一郎君

越村安太郎君

三月十一日

委員伊東隆治君辭任につ

き、その補欠として三池信

君が議長

の指名で委員に選任され

た。

ますと二千万円程度、市町村全体では

三千六百万円程度、団体では七千万円

程度、平均いたしますとそういう数字

になります。

ところで、三十九年度の振興計画を

見ますと、どうもいまの数字は明確

じゃないわけですが、相当大き

な負担になる。端的にいいますと、復

興計画の年間平均約二十億円、今度は

一・五倍の三十億円程度になるわけ

でありますから、少なくとも一・五倍以

上に、前回のものをそのまま踏襲して

も一・五倍以上になる。ところが、あ

とでまた御質問いたしますが、それぞ

れの補助率等が変わってまいってあり

ますから、もっと大きな負担にならな

ければならぬわけでございます。

そこで、いまのお答えでは、県分は

何か五千万幾らか市町村は八千万ぐ

らいということでありま

すけれども、この数字は非常に重要な問題で、いま

までの委員会でも質問のあった点なの

です。負担能力があるかないのか、こ

ういう問題でありますから、当然お

わかりになっておらなければいかぬ。

あとで調整ということがあるにして

も、基本的な点はおわかりになってい

なければならぬと思うのであります。

もうちょっと明確にお教え願いたい

と思うのであります。

森岡 敏君

お答えいたします。

府県、市町村の起債がどの程度許さ

れるかということ、大体のめどはつ

いておりますが、最終的には起債の許

可をもつてきま

りますので、現在正確

な

な

な

置を十分講じ、なお財政力が貧弱な市町村が地方債の充當残額の負担にすら困難を來たすというような場合が出てまいりました場合には、別途適切な措置を講じてまいりたいと考えておる次第でございます。

○細谷委員 佐久間行政局長にお尋ねいたしますが、いまお聞きしました、百七十七億の財源構成から見ますと、五カ年計画にいたしましたもんだんだん年を追って力がついてくる、復興計画十年のうちに大体一二％程度の所得水

準が上がったというのが前回のあれでありますが、全体として一般財源は二十億、こういうことでありますけれども、今度は五カ年計画を平均しますと四億、四億であるのに、力のつかない初年度において一般財源をよけいかけさせるといふのは一体どういふことですか、どういふ御意図があるのかお聞きします。

○佐久間政府委員 この五カ年計画におきまして、各年次ごとの事業費のそれに伴います国庫あるいは地方負担の計画は、先ほど申し上げましたように一応予算要求の段階においてつくりましたものでございまして、その後の予算のつきぐあい、あるいは国会における御審議の経過の御意見も勘案いたしまして、若干調整を要する点があると考えておるのでございます。ただいま御指摘の数字の中には、一般財源と申します中に、府県、市町村だけでございまして、先ほどお答え申し上げましたように、その他の関係団体の負担分もあるわけでございます。それを考えますと、三十九年度の負担分は大体後年度と平均をしておるものというふうに考えております。

○細谷委員 大体平均をしておるものと考えるというのではなくて、やはり十年間に一二％上がった、だんだん力がついてくるということでありまして、振興と並行して負担を上げていくということならばこれは理屈が合いますけれども、むしろ私が申し上げたように、初年度に一般財源の負担というのが多くなつておる、こういうことは奄美の実態を親切に把握して、前向きで取り組んでおる姿ではないのではないかと、私はどうしてもこれの負担

が過重じゃないか、こういうふうに考えておりますので、お尋ねいたしたわけでございまして。いずれにいたしましても、この問題につきましてはもうたくさんの委員の方からそういう点が指摘されておるわけです。特にいろいろな点の補助は後ほどお尋ねいたしますが、重点的なものであるにかかわらず補助が削られておる、減つておる、あるいは融資にかわつておる、こういうところに非常に大きな問題点があると思う。数字をお聞きしましてはともかくも具体的にお答えがないのをたいへん残念に思つておるわけでございまして、いづれにしても、振興計画をやる以上は、振興が前向きに進捗するように、ひとつとくとお願ひをいたしたいと思つておるわけであります。

大臣がいらっしゃつておられて、忙しい時間でありまして、少し順序を変えましてお尋ねいたすわけでありますが、川村委員から御質問があり御意見があったことでありまして、今度の国会においていろいろな基金と

いふものをやる場合に、軒並みにとにかく自動的に、立法措置を講じないで、あるいは、出資するのならばたとえば三億なら三億というものがあつて、あとは予算の範囲内で自動的にやつていくという考えで貫かれておるわけでありまして、少なくともいまお聞きした計画自体が固まつておらぬ、これから発足しようというこの奄美大島の問題なんというものは、これは非常に重要なことであります。常に国会にいても、その動向を見きわめていくということが必要であらうと思つて、どうしてこの問題について、そういう機械的な、立法措置を講じないで自動的に

にいくという法案を出されたのか、これをお聞きします。

○早川国務大臣 これは奄美信用基金の問題だけでなく、ほかの立法もそういうふうになつておりますが、これに合つて同じようにやつた、こういう意味でございまして。

○細谷委員 合はせるということですが、実態として合はすべき趣旨のものではないというのが川村委員の質問された点でありますし、私もそう思う。お考えを要する御意見はないかどうか。

○早川国務大臣 政府の統一見解として、予算の範囲内で、一々その内容であるいは金額の増減まで御審議願うということが煩瑣であるという政府の統一見解がございまして、いろいろな計画についての御質問なりあるいは御意見なりというものは、むしろ国会において審議を尽くすべきものでございまして、法律上はほかの法律との関係でそういうふうにした次第でございまして、そういう点を御了承願ひたいと思ひます。

○細谷委員 煩瑣であるということだけで機械的に適用するというのは、ある意味ではやつぱり国会軽視ですよ。やはりこういう問題につきましては、煩瑣という問題ではなくて、着実に実態を把握していく、そういうことが必要であらうと思つて、特にこの問題は、公営企業金融公庫というふうな自治体を対象にした融資事業ではなくて、現実には県を相手にするあるいは市町村を相手にする、農業団体を相手にする、森林団体を相手にするといふような問題であり、しかも計画自体がいまお聞きしたところによりますと、ちゃんと固まつておらぬ、そういう内容の

ものでございまして、煩瑣だということだけで機械的に他のものと同じようにして議論するということとは、これはきつめて遺憾なことだと存じます。重ねてひとつ、この問題についてお考えを要するべきではないかと思つて、所見をお尋ねします。

○早川国務大臣 御指摘の点は、まことにごもっともでございまして、法律できめなくても、もう一つ予算審議におきまして、基金が増額されるというときには予算で御承認願わなくてはならぬわけであります。そういう関係もございまして、決して国会の立法というものを、めんどくさいからどうこういふような意味ではございませ

ん。十分予算審議においてこれを論議するということは、もちろんできるわけでございまして。そういう意味では、法律との関係もございまして、統一の趣旨でございまして。

○細谷委員 これはどうしても納得できない点でございまして。次に質問をいたします。せんだつての委員会でも質問が出た点でございまして、私がお尋ねいたしたい点は、電力料金に關連する問題であります。大島電力、それから興論とか各島にありまして、その電力の供給状態、消費状態を見ますと、大島電力というのが、一番規模が大きいのです。その規模の大きい電力会社の料金が、一番高いというのは納得できないことでありますが、どういふ原因があるのかお聞かせ願ひたい。

○佐久間政府委員 電力会社の経営状態からいたしまして、そのような高い料金がきめられておるといふように

何つております。

○細谷委員 電力会社の経営からそのようにきまつておるということになりますと、答弁にならない。私が質問しているのは、少なくとも電力会社というものは、大きければ大きいほどコストが下がらなければいけない。この表を見ましても、供給量がずいぶん違つておる。これを電力会社のコストがどうだからというなら、では一体どういふことに聞きますと、この大島電力といふものの発電機といふのは、中古の機械を買つたので、きつめてエフィシエ

ンシーの悪いものだ、こういうことをお聞きしますが、そういう点について御調査になつたことございまして。

○佐久間政府委員 自治省といたしましては、所管の官庁でもございませぬので、格別な調査をいたしたことはございませぬが、最近、御指摘のようにこの問題が非常に大きな問題になつておりますし、私どもも所管ではございませぬけれども、ぜひこの問題は早急に解決をいたしたいものだ、かように考えて、最近いろいろ現地の事情も伺つておる状況でございまして。承りますと、通産省のほうにおかれまして、その点関心を持たれておられて、先般係官を現地に派遣をいたしまして、現地調査を行つたようでございまして、その調査の結果も伺ひまして、私どもも解決に協力をしたい、かように考えておる状況でござい

ます。

○細谷委員 通産省はいつごろ調査されたのですか。

○佐久間政府委員 ただいま現地で調査中でございます。

○細谷委員 先ほど私がお尋ねいた

したこの大島電力は、中古の発電機を買って、きわめてエフィシエンシーが悪いと伺っておりますが、そういう事実はございませんか。

○佐久間政府委員 そのような事は私もよく承知をいたしておりますが、しなくては存じておりません。

○細谷委員 そこでお尋ねいたしたいのですが、せんだつてのお尋ねで、電気料金がとにかく九州電力管内に比べますと一・五倍とか二倍とか、あるいはそれ以上、こういうことになっておりました、これは島民の生活ばかりではなく、将来の軽工業発達、こういう点からいっても非常に重要な問題なんです。

そこでお尋ねいたしたい点は、この復興計画では三分の二の補助であったのを、振興計画では十分の五といったこととございまして、そういう大きな問題があるのを、どうして補助率を減らしたのかお尋ねいたします。

○森説明員 御指摘の点は、未点灯解消の補助金でございますが、これは全般的に奄美の復興時代を経まして、さらに振興計画に入っていくというその段階におきまして、全体的に補助負担率のあり方を再検討いたしました。復興の過程から復興へ移る間におきまして、自力振興という面を加味して補助率を全面的に再検討いたしました次第でございます。その一環としてこの未点灯の解消につきましても、三分の二から十分の五に引き下げておる次第でございます。

○細谷委員 こまかいことをお聞きしますが、この補助というものは、外線工事ですか、内線工事いずれにも適用されるものですか。

○森説明員 外線工事でございます。

○細谷委員 国内でかつて未点灯部落の解消という問題をやりました際には、全部ということじゃないと思ひますけれども、三分の一は国費、三分の一が県費、三分の一が地元市町村及びその受益者という形であったのです。これは内地の問題です。ところが今度は三分の二から二分の一負担になる。しかも内線工事は全額取りつける人が負担するということになりますと、相当大きな負担になるかと思ひます。しかも二十ワットの電灯をとつては、八二％もある、こういう困難な困窮しておる実情からいって、補助率を減らしたということはきわめて不適確であるし、しかもこういう振興計画を進める過程において未点灯部落の解消というのが重点であるとすれば、これは内線にもある程度の考慮を払ってやるということが必要ではないかと思ひますが、内線等について融資等の措置があるのかどうかお尋ねします。

○森説明員 外線工事につきましては市町村が主としてやりますので、その負担分については、融資、起債を認めておるのであります。

○細谷委員 外線工事については融資の方法を講ずる。内線についてはないのですか。

○森説明員 内線には従来とも、今度の振興計画においても特別の措置は講じておりません。

○細谷委員 私は、二十ワットが八二％なんという実態のところをございすから、少なくとも復興計画時代の補助率は確保してやるべきだ。しかもこの振興計画では、一つの重点になつて

おる。しかも内線工事というのは、かなり大きな負担なんです。おそらく二十ワットとるといっても、住んでおるところが相当距離が離れておりますから、相当な負担というものが起こつてきます。そういうことでありますから、内線工事等についてもそういう融資の道を講じてやるということが、実態に即した措置ではないか、こう思うのですが、そういうふうな考えをやる。これはそう大きな金になりません。考え直す余地があるのかどうか、重ねてお尋ねします。

○佐久間政府委員 内線工事につきましては、個人の負担としておるわけでございますが、御指摘のように、それにつきまして融資等の措置も考える必要があるではないかという点につきましては研究をさせていただきたいと思ひます。

○細谷委員 研究するということでありますから、ぜひ研究していただきたい、こう思っております。

ところで、いま電気の問題について触れたんでありますけれども、この振興計画の重点としてあげられておるもの、いま申し上げました未点灯部落の解消あるいは電気事業の振興という問題ばかりでなく、林道の問題にいたしましても、あるいはほとんど進んでおらない。奄美大島が大火災になつた、たまたまそういう機にある程度の区画整理事業は進んだということでありまして、まだ旧態依然たるものがある。したがって土地区画整理事業には重点を置こう、あるいはもっと農村住宅等には文化も、ひとつにいた

りますが、いづれも補助率が落ちる。あるいは補助が融資にかわるか、こういう形態をとっておりますが、これに一体重点的に取り上げたということになりまじょうか、お尋ねいたします。

○佐久間政府委員 全体のたてまえといたしまして、これまでの十一年の復興計画からさらに一歩進みまして、だんだんと自主振興の方向に持たせてまいりたい。十一年計画を実施いたしました結果、すでに申し上げましたように相当な成果もあげておるわけでございますので、今回の五十年計画におきましては、従来よりも自主振興と申しますか、自己負担を増加いたしました。だんだんにそういう方向に持たせてまいりたい、こういう考え方であります。したがって、補助率につきましては、従来よりも若干落ちておるわけでございますが、しかし一般の離島におきましては、その離島振興の補助率よりも相当高くしておるわけでございます。しかもまたその補助率につきましては、項目によりまして検討をいたしまして、このくらいいところであるならば妥当であるというものを内定をいたしておるわけでございます。

○細谷委員 計画をおつくりになつた方にお聞きするのですから、妥当であるかと思ふということ以外に答弁はないかと思ふのですけれども、計画というものが非常にのつぱらば、しかも漸進的に自力で振興をはかるように指導していくのだということでありまして、しかも、少なくとも十一年計画をやつてきて、どういふところに成果があつたか、どういふところに穴があるのかという点も十分に把握した上で、振興

五十年計画を立てた以上は、重点は重点として、その重点が生きていくようにするということが必要であらう。私は端的にいって、この今度の振興五十年計画で、鹿児島県平均水準に到達するという目標でありますけれども、これでもう奄美大島の問題は全部済んだという問題ではないので、次の第二次の振興計画というものが必要であらうと思ふのであります。そういう場合には、復興計画の中の穴をどういふふう

に埋めていくか、前向きでどういふふううにこの島を建てていくべきかという観点から、重点的に取り上げていかなければならぬのじゃないかと思ひますけれども、残念ながらこの計画にそういう点が見受けられないで、機械的に平均的にその補助を落とす、したがって、重点政策は重点政策になつていない、こういうことだろうと思ひますが、この点についてひとつ御所見をお尋ねいたします。

○佐久間政府委員 先生のおっしゃいますように、奄美群島の置かれております諸事情からいたしまして、この五十年計画を実施いたしました、はたして目標どおりの達成ができるかという点につきましても、私どもも相当な努力をいたさなければならぬというふうな考えをしておるわけでございます。ただ、いつまでも従来のように、中央に依存をしていくということではございせん、だんだんに自力で振興をはかっていくという方向に持たせていかなければいけないという方向は正しいものと考えておるわけでございます。しかし、それにいたしまして、一挙に無理をいたしましてはいけませんので、先ほども申し上げましたよう

に、他の離島と比べますと相当に高い補助をまだいたしておるわけでございます。一例をあげますと、先ほど御指摘のございました未点燈部路の解消にいたしまして、離島振興事業の場合におきましては三分の一補助になっております。道路の改良にいたしましては、離島振興におきましては三分の二でございますけれども、奄美の振興におきましては十分の九にいたしてあるというふうな状況で、全体といたしましては奄美の事情を考慮いたしまして、そう無理のない程度に若干下げておる。しかし漁港整備などにつきましては、引き続き十分の十でいくというふうに、私どもといたしましては、個々の事業ごとに検討をいたしたつもりでございます。

○細谷委員 次に移ります。せんだつての川村委員の質問の際に、復興計画でつくられた漁船が、本拠地というものが、奄美に在籍しないで、焼津とかその他のところに在籍しているという御指摘がございましたが、復興計画で何隻つくって、その在籍状態は現在どうなっているのか、これをお尋ねいたします。

○佐久間政府委員 復興計画で三十七隻つくりましたが、現在稼働をいたしております。九隻は沈没をいたしました。二隻は廃船になりました。四隻は転売されました。

○細谷委員 その二十二隻の在籍はどうですか。

○佐久間政府委員 全部船籍は奄美群島にございます。

○細谷委員 うわさに聞きますと、水産関係の幹部の所有という形で、船籍

を移されたものが相当数あるということをお耳にいたしておるのであります。そういう事実がございせんか。

○佐久間政府委員 川村委員から御指摘がございましたので、調査をいたしましたところでは、そのような事実はございません。現在船籍が奄美群島外になっておるものが四隻ございまして、これは先ほど申し上げました転売によるものでございます。

○細谷委員 そういう事実がないという局長さんのおことばでありますから、それを信用いたしますけれども、漁船がせっかく復興計画でつくられたけれども、奄美に根拠地がない、本土のほうに移ってきておる、こういうことで、復興計画の期待どおりにこの面については成果をあげておらない、こういうことをときとして聞きますので、そういうことがないよう、復興計画が期待どおりの成果をあげるように、今後の振興計画もそういうふうにしていただかなければならぬ、こう私は思います。特にそういう点がないように今後御指導願いたいと思ひます。

そこで、こういう問題に関連してお尋ねしたいのですが、沖繩との関係で漁業権といいますが、漁区といいますが、あるいは捕鯨といいますが、そういう問題が制限されておる、そういう点が復興計画ない振興計画に若干の支障を来しておるのだということをお聞きするのですが、そういうことはございせんか。

○佐久間政府委員 そういうお話が、昨年でございましたか御質問ございましたので、その当時関係先に紹介いたしまして調べたのでございますが、そ

のようなことは無いというふうに当時私どもは承知をいたしましたのでございす。

○細谷委員 鯨もとれますか。

○佐久間政府委員 ごくまれに一、二頭とれるようでございます。

○細谷委員 漁業関係も、そういう点で私が懸念したりあるいはうわさに聞いておったことが、事実でないようでございますので、けっこうなことだと思ひますが、そういううわさが起こらないように、またそういう懸念が起らないように、重ねて御指導をお願いいたします。

最後にお聞きしたい点は、ハブの被害の問題であります。せんだつての質問に対して逐次減少しておる、こういうお答えでございました。ところが奄美群島の発展を阻害しておるの、やはりハブの被害だ、こういうふうにいわれております。かつて、いつか忘れましたけれども、週刊誌にもこの問題が取り上げられております。このハブの退治というのを徹底的にやらなければ、この島の発展の一つの阻害になるのじゃないかと思ひます。

そこで、お尋ねしたい点は、ハブの被害がだんだん減少しておるのだ、こういうことでございまして、具体的にどういうふうな形で減少しておるのか、振興計画ではどういう点まで持っていくかと考えられておるのか、その点を一つお尋ねいたします。

○佐久間政府委員 ハブの被害は、達観いたしますと減少方向に向かつております。これは年によりまして相当でございまして、昭和三十一年ごろまでは被害者が大体三百人前後、多いときは四百人になったこともござい

ますが、ここ数年来は大体二百人台になっております。しかしこれも全体から見ればごくわずかな減少でございまして、十分とはもちろん申せません。特に顯著に見られますのは、被害を受けた方の中で死亡されました方の数は、当初は十人前後、十人以上ございまして、最近では昭和三十六年が一人、昭和三十七年が二人というように、死亡者の数は激減をいたしております。

なおハブの生息数がどのくらいあるかというところは、なかなか正確につかみにくいわけでございます。絶滅することを期待はするわけでございますが、効果の十分ある方法というものが現在まだないわけでございます。奄美振興計画におきましては、引き続きましてハブの買い上げを継続することにしたしております。振興計画に一応予定をいたしておりますのは、三万七千五百匹を買い上げるといふことを考へております。それと同時にハブの生態研究につきまして、従来から復興事業費の中で研究費を出しまして研究を専門家に委託しておりましたが、これも引き続き続けてまいりたいというふうに考えております。

○細谷委員 ハブの対策には、ひとつ十全を期していただきたい。最後ですが、もう一つ大臣にお願ひしたいのですが、冒頭私が質問いたしましたように、非常に貧困な島でございまして、せつかく復興計画から振興計画へと進んできておるわけでありまして、復興計画の中でもいろいろと十分な、どうも食いものにしておる面もあるというのを聞きます。そういうことでなしに、しかもこの振興計画

の推進にあたって、私は地方財政の現況からいって、島民の能力からいって、この負担は小さく過酷にすぎるとは思ひます。振興計画をいつ、みずからの力というののために振興計画にはぎ取られてしまふ、こういう実態ではないかと思ひます。自力を増大することはけっこうでありますけれども、自力の増大の振興計画で、みずからの力がやせ細ったということでは困るわけでございます。その点をよくとらえて、たいてい、地元で過重の負担が起らないように、有効適切にこの振興計画を進めていただくように、大臣としても特に万全の指導なりあるいは監督をしていただくようお願い申し上げます。

○森田委員長 次に、地方税法等の一部を改正する法律案及び市町村民税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案の両案を一括議題とし、質疑を行ないます。

○華山委員 大臣がお見えになっておりますので、この前の委員会でお私が最正する点がありますから申し上げておきます。

とつぎの場合でございましたので計敷に違ひがありますが、私といたしましては山形県の出身なものですから、山形県のことを申し上げるのは恐縮でございまして、一番資料等も集まるところで、大体同じような財政基準のところ

はこういう意味だということでお許しを願いたいでございます。

この前予算総額が二百億と申しましたのは、今年度におきましては二百八十億でございます。そのうちの単独事業は十三億でございます。したがって、単独事業というものをもち、自治というものは三割自治とかいうようなことが言われますが、そういうことで言いかえますならば、五分自治でございます。なお、義務的経費は全体として四七％だとおっしゃったことにつきまして、山形県につきましては教育費が四七％であると申しましたが、人件費が四七％でございます。この人件費におきましても最近では人をとれないで困っておる、ぎりぎり一ぱいの仕事を県庁職員がしている実情であります。なお教育費は四〇％でございます。前に申し上げましたことが違っておりまして、大臣おいでになりましたので冒頭に訂正をいたしておきます。

次に、各税のことにつきましてお伺いをいたしますが、事業税というものは性格は一体どういふものかというところでございます。これは私、当時その問題にもタッチいたしましたので存じておりますが、シャウプの勧告におきましては、付加価値税というものを考えた、こうであるならば地方税といたしまして一応も二応も理由があります。それだけの経済活動をするのはそれだけ、地方に対してもいろいろな恩恵を受けるのであるから、その基準として付加価値ということであるならば、これは一応の理由があったわけでありまして、それを事業税付加価値ということはわかりにくいということ

で、事業税ということになりました。事業税ということになりますと、これはいろいろな法人税、そういうものとダブって、そしてまたに悪税になつてきている。しかも付加価値税でございますれば割合に変動が少なくない。事業税になりますと景気の変動を受けて、その変動が多い。したがって、安定であるべきところの地方税に對しまして、不安定な要素を加える。そろそろ付加価値税に戻るときには時期ではないか、そういうふうにも考えますし、付加価値税の概念もだんだん浸透しております。この点につきまして税制調査会等にも御出席になっておいてございまいし、いろいろな点を御聞きになつておると思ひますし、お考えにもなつておると思ひますが、その事業税というものの性格、そういうものについて伺つてから、事業税の内容をお聞きいたしたい。

○細郷政府委員 事業税は事業に対する負担、事業を行なうことに対する負担、こういうふうな考え方でおるわけでありまして、府県の行政経費のうち、その県内において事業を行なつておるものがあるという行政から利益を受けるおる、その経費の一端を事業税という負担をしてまいる、こういうふうな考え方でおるものであります。そういう性格からいたしまして、この税には応能というよりは応益的な要素が比較的に強く要請される。そういう点から、たとえば課税標準につきましても、いわば外形的な課税標準が選ばれるほうが望ましい。そういうことによつて、御指摘のありましたように財政収入の安定性も得る、こういうふうな考え方から、確かに付加価値税的なものが

そういう税の性格から見望ましいと私も考えておりますし、従来からそういう意味で御指摘のような経緯をたどつてまいつたわけでありまして、したがって、事業税につきましては、そういう意味では確かに検討を加えるべき部分がかなり基本的にある、こういうふうな思つておるものであります。現在のままの姿ですと恒久的にいくべきであるかどうか、これは十分検討してまいりたい、かように考えております。

○華山委員 税にはなれということは一挙にこれをどうございすから、まあどうかと思ひますけれども、まことに何かしな税になつてゐる。ひとつはもとに税制調査会等でも御検討願つて、納得のいくような税に持つていただきたい、これを希望してございますが、現在のこの事業税に、いたしまして、さらに先ほど申されたような方針によつて、もう少し応益的なそういう方向に内容を変えていく必要があるのじゃないか。一挙に付加価値税に持つていかなくとも、そういう点においてさらに検討すべき点があるのではないかと思ひますが、いかがでありますか。

○細郷政府委員 先ほど申し上げましたような性格の税でございますので、課税標準にいたしまして、現在も全部が全部所得課税というのではなくして、電気供給業のような特定の事業につきましては、収入金額課税という外形方式をとつておるのであります。また税制上の取り扱いにおきましては、この税のそういう性格からいたしまして、所得税、法人税の経費の計

算におきましても損金または必要な経費としてこれを落とすといふことは、やはり現在でもこの税の性格にのつた措置がとられておるといふ点は言えると思ひますので、反面において、付加価値税創設当時のいろいろの議論にもかんがみ、応能性というものが非常に強く出まされて、現在のようになつておるものであります。もちろん、いまの姿につきましてはいろいろの付加価値的要素というものを加味することはできないであらうか、たとえば給与にかかるといふような議論もなされておるのでございす。どういふ姿に持つていくのかがいかに、いづれにしてもある程度方向は示されておるのではなからうかと思ひます。その具体的な措置につきまは、なお研究をいたしてみたいと思ひております。

○華山委員 ひとつ御検討を願いたいのでございすけれども、そういう意味からいいますと、免税点というものはもつと——とにかくあまり根本的な問題にはなりませんが、もつと上を上げるべきものじゃないか。大きな会社は、利益がなかつたからといって何も出さない、小さな商店が、利益が上がつたからといって事業税を出さ、そういうことには私はどうも納得しかねる。私は、免税点というものは、とりあえずの点からいまして、先ほど私から申し上げた点からいまして、もつと上げるべきものだ、こういうふうな考えますが、いかがでございますか。

○細郷政府委員 事業税が、そういうことで付加価値税にとつてかわつて

きました当時、個人の事業主に対しては免税点というふうな考え方がとられておつたわけでありまして、その後、免税点の持つております一つの機能と申しますか、免税点は、御承知のようにやはり最小徴税費の原則から来る一つの問題、また反面では低所得者といふか、所得を課税標準といたします場合には低所得者の負担の軽減をはかるといふたような機能を持つておると思ひますので、その免税点制度が最初の時代とられておつたのでございす。だんだんとやはり所得課税ということになつてまいりまして、免税点を境といたします負担のバランスの問題、特に税率が比例税率であります関係からしまして、負担をなだらかなカーブにしたいといふたような考え方も働まして、現行の基礎控除制度、そして基礎控除制度につきましては、おおむね最初は所得税の個人の基礎控除というものでございす。ライドをいたしておつたのでございす。さらにその後のいろいろな経済情勢等を反映いたしまして、三十四年に一挙に現行の二十万円という事業基礎控除に、それを事業主控除というふうな名称に変更しましたが、思想としてはそういう考え方、現在に至つておるのでございす。その後、三十四年以後、事業税の個人の負担につきましては専従者控除制度がはつきり法定をされた。また税率の引き下げ等も行なわれてきておりますので、現在の段階におきましては、先般他の委員の方の御質疑にもお答えいたしましたように、三十六年税率改正後の変化に對するといふ意味におきまして、二十二万円に今回引き上げたよ

うな次第でございます。したがいます。従来のレベルは十分維持されておるもの、かように考えておるわけであります。

○華山委員 事業税は、何といつてもこれはなれつこになつておりますので、一般の人々はあまり奇異の感じを持たないような状態でございまして、それだからといっていいという性質のものではないと思ひますので、この事業税を、先ほどから局長の言われるような性格に、だんだん持っていく方向に努力をしていただきたいと思ひます。

次に伺いますが、この前も私は非常に困難だろつというのを申し上げました料理飲食税の外人に対する徴税の方法でございます。これは私から申し上げるまでもないことでございますけれども、料理飲食税は、地方税法の百十三条によりまして、利用行為の料金を標準としてかける、こういうふうになつておるわけでございます。したがつて、外人に對しまして遊興には課税をするという方針でございますので、どうしても、遊興と飲食とをともにやつた場合には、これを分離してかけなければいけない、そういうことは、私の考え方が間違えておりますかどうか、ひとつ御見解を示していただきたい。

○細郷政府委員 地方税法の百十三条におきまして、遊興飲食税の対象となる場所と行為と課税標準とが規定されておるわけでございます。そのうちの行為につきましては、今回飲食と宿泊のみを免税の対象にいたしておりますので、当然遊興にかかる部分につきましては課税をしてまいるわけでございます。

○華山委員 そういたしますと、とにかく直接の部下ではないわけでございますけれども、この飲食税等につきましては、徴税に当たる人々は一番苦労する。そういうふうな複雑なやり方、一体これができる御自信がございまして、とにかく局長の部下には――部下ではございませぬけれども、それだけの人がいるのです。何千という人がいるのじゃないか。そういう人々がこういう複雑な税金を取り立てる、そういうことが出来る御自信がございまして。

○細郷政府委員 料理飲食等消費税につきましては、確かにこの税本来の性格からくる徴税上の非常なむずかしさがあると思つております。したがつて、自來徴税吏員におまかせして、十分その方面について経験と知識を持った者がこれに当たつておる。それによつて非常なむずかしい與財政の一つの支えになつておると考えておるわけでありまして。私どもも、現場にあつてこの税金の賦課徴収に当たつておる税務の職員には、そういう意味合いにおきまして敬意を払つておる次第でございます。今回、このうち外人につきましても、飲食と宿泊の部分のみが非課税、免税、こういうことになつてまいりましたので、他の行為、特に遊興行為との区分につきましては、確かに御指摘のように非常に徴税にむずかしい点があると思つてございまして。何分にも、そもそもの税自体が非常に徴収のむずかしい税でございますので、一そう従来からの経験、知識、それに徴税の技術、さらには場所におきまして調査を綿密にするというふうなこ

とによつて、その区分の適正を期すように指導いたしてまいりたい、かように考えております。

○華山委員 私は非常に困難だと思ひますが、こまかな点をお聞きいたしますと、キャバレーとかバーとかございまして、また地方に参りますと割烹料理店というのがございまして。この前も申し上げましたから、もう少し具体的な方法をお考えになつておると思ひますけれども、そういうところで、具体的にはどういふふうな徴税をなさるおつもりでございますか、どういふふうな遊興と飲食とを区分して徴税をなさるお考えなのか、これにつきましては当然各府県に對しまして指示をなさらなければいけないと思ひますので、どういふふうな具体的のことをなさいますか、お聞きしたい。

○細郷政府委員 何分にも人の行為でございますので、その捕捉の方法はいろいろあると思ひます。またその地方々々、またその場所々々に応じた最も適確に近い方法があると思ひます。一般的に言ひまして、現在の料理飲食等消費税につきましては、その徴税の把握という点から公給徴収証制度を使つておるわけでございます。公給徴収証につきましては、このお客の免税部分につきましても領収証を發行してもらふようにいたしたい。その場合に、領収証の中の消費金額の記載面において、これを遊興部分と飲食部分を区分するように指導いたしてまいりたいと思つております。現在でも、たとえば花代のようなものは、区分經理をするようにいたしておるわけでございます。そういう点をさらに綿密にすることに よつて適正を期してまいり

たい、かように考えております。

○華山委員 大臣に伺ひますが、お客が事情も知らないあるところに行つたところが、税金を取られた。あるところに行つたところが税金を取られない。外人客はふしぎな印象を持たないものでしょうか。遊興したからといつてとにかく取られる、そうでない場合には取られない。バーというものがございまして、バーには男のボーイがいるだけであつて、われわれの行くところは別に遊興的なものではございませぬ。そこに行きますとこれは税金がかかりません。ところが、キャバレーに行くと税金がかかる。あそこでは税金がかかつて、こつちの店では税金がかからぬ。お客はふしぎな印象を持たないでしようか。かえつておかしいことになりませんか。その点、大臣にお聞きするものかと思ひますが、どういふものでございましょうか。

○早川國務大臣 まあ諸外国では女のウェイトレスといひますか、女給さんといひますか、そういうものは非常に少ないわけでありまして、日本のようにバーやキャバレーに行きますと、直ちに女の子がやつてくるということ自身が、外人には異様に感ずるわけでありまして。したがつてどうせホテルなんか泊りますから、ホテルのあれとか食事とか遊興でないものは当然免税になる。しかしそういう女性関係のサービスというふうな遊興は、税金がかかつて高くなるということについては、區別して外人も考えているのではないだらうか、なかなかむずかしい問題であります。それによつて非常に不愉快に感ずるというふうなことは、そう氣にするほどの問題ではないかと

思つております。

○華山委員 外国では少ない、日本では多い、これが日本の欠点でございます。東京ほど遊びよいところはないうことになつておる。とにかく東京に行くといろいろな点で遊べる。遊ぶところの楽天地になつておる。こういう点は日本にいたしまして、どうしても正していかなければならない問題だと私は思ふのでございまして、けれども、それから、外国人がこの店に入つたら税金を取られる、この店に入つた場合には税金を取られない、そういう点を、親切なものであるならば、表示をしておかなければいけない、表示をなさいますか。

○細郷政府委員 おつしやるとおり、奇異な感ぜを持たせは趣旨が徹底いたしません。また反面、店の経営にも影響をいたすと思ひますのでございまして。したがつて、やはりお客であります、ホテル等その宿泊する場所には、よくそういったことの案内あるいは店舗につきましてもそういう表示をする。いずれにいたしましてもPRにつとめる必要がある、こう考えております。

○華山委員 同じバーという表示が出ていても、この店では税金を取られなかつた、あの店では税金を取られたということになる。この店に入つた場合には税金が取られない、この店に入つた場合には税金が取られますという表示を、各店になさいますか。

○細郷政府委員 表示のしかた等については、なお具体的に研究をいたしてみたいと思ひます。やはり飲食の行為には免税になる、その他の行為には課税になるということの意味がわか

るような表示をする必要がある、こう考えております。

○華山委員 私、それは国辱だと思ひますよ。占領直後オフ・リミットとかいう看板が出ていた。今度はどういう表示になりますか。外国人にはこの店は無税でございますというふうな表示をするのかどうか。私は非常にこれは国辱的なものだと思う。一面から申しますと、それが一般国民に対して反感を買います。遊ぶ場所でございます。そこに行つて——りっぱな外人ばかりはおりません。その外人がよくバー等で、キャバレー等でじゃん騒いでも、ある連中には税金がかかる、そういうふうなことは、私は大衆の反感を買うとおもう。そういう国辱的な看板を掲げることがおかしい。そういうふうなことはやめなければいけない。そういう点につきまして、大臣、いかがお考えになりますか。キャバレーというふうなところはおいでにならないでしようけれども、私もめつたに行きませんが、そこで外人には税金がかからない、おれには税金がかかるんだ、表のほうには外国人には税金がかかりませんと看板が出ている、これは感情的に矛盾してはしませんか。中に入つておる者は酔っぱらいなんです。かえつて私は悪いと思う。いかがでございますか。あまりおいでにならないと思ひますが、ひとつ御感想、いかがでしょう。

○早川國務大臣 大体華山先生、女相手に遊興するというのは、さいふの計算をしないものです。どうせ高くつくという覚悟でわれわれも行く、また外人もおそらくそうだろうと思うので

あります。奥さんを連れて食事に行くというものはそろばんずくの問題であつて、芸者さん呼んだり、あるいは女給さん呼んだり、ダンサーとやったりというものは、おそらく私は外人も同じだと思ひますが、相当高くとられる、かなり金をつくらんだという心がまえは、私は外人も日本人もそう変わらぬと思ひます。したがつて、そこまで免税する必要があるかどうか、かく考えますと、遊興飲食税までは免税措置をしない、こういうことに考えたわけであります。

なお、店々に、これは外人に免税だとか何とかいう具体的なことは、お説の御意見もまことにごもっともでありますので、そういうことはよく検討して、外人がそういうところに入れば遊興は免税にならないだということさえわかつてもらへばいいと思ひます。御指摘のようにオフ・リミットというふうな看板を掲げるかどうかというところは、よく御趣旨に沿つて事務当局で検討したいと思ひます。

○華山委員 外人が帝国ホテル等であるパーティをやつた、百人、二百人の人を呼んで、外人が支払うその場合には旅券を出しますという全部が免税になりますか。

○細郷政府委員 今回のたてまえが外客の行為にかかる部分だけが免税、こういうことでございまして、たてまえといたしましては外人の自分の飲食あるいは宿泊行為にかかる部分だけが免税になる、こういうことでござい

ます。○華山委員 わかりましたが、そうしますと、何です、日本人が外人を呼んだ、そして日本人が十人いて

外人が一人だという場合には外人の分だけ一人の分だけが免税になる、こういうことでございませぬ。——たいへんな手数ではございませぬか、いろいろんな申告をいたしましたり、公給領取証を出す場合、それは一々どうしてなさるのか。私は先ほどからお尋ねするのですが、そんなこと、徴税官にできるものでしょうか。一体、飲食店でもそういうことができるものでしょうか。そうしたならば、二重にも三重にも、いろいろな点になつてまいります。徴税技術としてそういうものができるとは、税はたいへんむずかしいと思ひますが、いかがなもので

す。○細郷政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、この税自身がかなり徴税技術のむずかしい税でございまして、御指摘のようないつぎましては、やはり場合によりましては、領収証を外人とそうでない者と別個に書いてもらふといったようなことも必要かと思ひます。それらの捕捉につきましては、先ほども申し上げましたようにかなり調査を細密にするというふうなことによつて捕捉をする必要があろう、こう考えております。

○華山委員 私は、局長はやむを得ずそうおっしゃつておるのだらうと思ひます。そういうことは私はできないと思ひます。それでいいかげんな税のとり方をするということが、税金般に悪い影響を与え、徴税の地方公務員に非常に悪い影響を与えはしなかつたか。それがオリンピックの間だけ、あるいは半年とか何とかだったならば、これはがまんもしよう、しかし当分の間といつていつまでだかわからない、こういうよ

うな状態、徴税の困難な状態を半恒久的に続けるなどということは、私は税金全般に対して、徴税について悪い影響を与えらるものであるというふうな考えざるを得ません。ことに私の心配するのは、こういうふうな複雑でなくとも、各府県によつて飲食税のとり方が微細な点でみな違つておる。それが悩みの種になつておる。今度の場合は、またこれは各府県で違ひますよ、やり方が。外人は東京ではこうだったけれども京都に來たらこうだとか、いろいろなことが起る心配があります。私は弊害が多くて、こういうふうなことはやめるべだといふふうに、徴税の關係から考へます。

次に伺ひますが、まあ国内で消費せられる消費税でも、日本で買つてこれを外国に持ち出す、こういうものは違ひ、国内で消費する税、国内消費税に、外人に対して特典的な免税をするという例は、私は寡聞にしてあまり聞かないのでございませうけれども、こういうふうな例といふものは至るところにあるものでございませうか。

○細郷政府委員 外国の例は、十分調査の結果を把握してございせんのではつきりいたしません、一般的には例は比較的少ないのではないかと、こう推定をいたしております。国内的には、現在物品税等において海外に持ち出すものについての免税というふうな措置は講じられておると思ひます。

○華山委員 私はこれはいたすならことを言つて恐縮でございませうけれども、税というものは国際的な通則がある。いろいろの税の學者等が考へたところの通則がある。そういうものに反しまして、そうして国内で消費されると

ころの消費税、そういうものに外人に特典を与える、そういうことは、私は税金の国際的な原則に反すると思ひます。まあおっしゃつたとおり、ほとんど聞かないとおっしゃつた、それがあたりまえです。私は一面からいふと國辱だと思ひます。オリンピックの際にひとつ款待してあげましょう。それならいいですよ。これを半恒久的にこういうことをするといふのは、私はなぜそこまで日本といふものは卑屈にならなければいけないのか、非常に情けないと思ひます。やっぱりきつ然たる態度で、とるべき税は外人からとつたらいい、款待すべきものは款待したらい、そういう態度でない私はばかにされると思ひます。これは日本の政府、日本人の姿勢に關する問題だと思ひます。大体日本人は外人に卑屈だ、そう言われてゐる。ここにまた政府が卑屈性をあらわしている。私はこういうふうな制度は、百害があつて三十か四十の利益しかないと思ひます。大局的立場に立つてこういうことは私は撤廃していただきたい。

次に、ガソリン税につきましては道路計画の面、これは地方財政計画とも関連がありますので、道路計画についてお聞きしたい。今度の新五カ年計画によりまして四兆一千億、地方に期待するところの単独事業が八千億といふことだそうでございしますが、八千億といふのは、私聞いたところでは都道府県だけだといふことでございしますが、さやうでございませうか。

○栗田政府委員 都道府県及び市町村でございませう。○華山委員 都道府県と市町村の分け方はどうなつておりますか。

○柴田政府委員 ちよつと資料を調べましてすぐお答えいたします。

○華山委員 分けてはありますのでございませぬ。

○柴田政府委員 一応の分別でありまして、財政計画並びにこれに伴う交付税の算定等との関連から三十九年度千二百四十億円になるわけですが、千二百四十億円の内訳は県が七百五十億、それから六六市が九十六億、市町村が三百九十四億、こういうことになっております。

○華山委員 これは一応能力を勘案されて、これだけのものが出るであらうという考え方からお出しになった数字でございませぬ。

○柴田政府委員 大体従来のあり方を勘案して割り出した数字でございませぬ。

○華山委員 私非常にわからないのでございますが、府県が七百五十億という数字は、一体どこから出てくるのですか。私また山形県の例を引いて恐縮でございませぬが、山形県の来年度予算でございませぬが、山形県の来年度予算によりますと単独事業が三億円、二百五十分の一でございませぬ。これは一体どこからそういう数字が出てくるのでしょうか。山形県ではことしの当初予算で大体三億しかありません。その三億のうち二億ばかりのものは固定したものであって、これはある一つの道路につきましてことしはやろうというのとであつて、ほんとうの意味の一般的なものになりますと一億しかございませぬ。どこから七百五十億という数字が出てくるのですか。

○柴田政府委員 これは決算等を基礎にしまして、一応の三十八年度の計画があるわけでありませぬ。そしてその

後、道路の状況等を建設省当局とも話をいたしまして、これは主として建設省であられるのでございませぬが、私どものほうの意見も申し上げて、協議の上でできた数字でございませぬ。しかし、おっしゃるように、精密に申し上げますならば、地方の単独道路の整備の必要性というものを具体的に積み上げてまいらなければならぬ、政府の作業を申しますと、そういう作業をしていかなければならぬわけではございませぬが、現在の段階では、道路の必要は必ずしも正式に積み上げていない、そこには推定が入つておるといふことは申し上げられるかと思ひます。

○華山委員 大臣にもお聞きしたいのでございませぬが、このようにして七百五十億が府県の単独事業だ。そのうちで貧弱県は一億ないし二億あるいは三億だ、そういうふうになりますと非常に地方格差が地方税に出てくると私は思ひます。地方格差の解消ということを口癖のようにおっしゃつていて、こういうふうな財政のあり方ではないものでございませぬか。

○柴田政府委員 私がたまたま申し上げました数字を基礎にいたしまして、交付税の計算をするわけではございませぬ。したがつて、地方団体といたしましては、そういうことによつて与えられまして、そういうことによつて与えられまして、つまり一般財源でございませぬが、これと、それから一般の税収入、目的財源というものをかみ合せて道路事業を計画していくわけではございませぬ。山形県の一億円という数字は、具体的に私は承知いたしません、が、国としてはその程度のものであると期待するわけではございませぬけれども、実際の地方団体の予算は、そのときの都合

によつて適宜地方の自主性に基づいて判断するということになるのでございませぬから、正確にはいまの一億円というふうな問題は、基準財政需要額というものを計算した際において、それと実際の山形県なら山形県で使われると予定される道路費というものを検討した上でないかと、何ともいえないのじゃないか。言いかえしますならば、県といつたしましては、その財源を保留しておつて、とりあえず一億円という計画をつくらなければならぬ。あるいは簡一ぱい固く見積もつておるのかも知れませぬ。そこところは少し詳細に見なければ、お話の点にすぐさま賛成するわけにはいかぬのでございませぬけれども、私もどなたもいたしましては、府県全体で単独事業七百五十億と申しますと、大体一県平均十五億前後ですね、十五億前後のものを予定しておる。もちろん県の大小によつていろいろあるわけではございませぬが、それが実際に県においでどういうぐあいの形になつておるかというところは、先ほど申しましたように決算との関係を対比してみなければ見当つかぬというものでございませぬ。お尋ねの点でございませぬが、お尋ねの論旨を突き詰めていきますならば、結局一般財源によつて道路整備を行なつていくということに不安があるんじゃないかというところはなかつたと思ひます。そうなんつてまいりますと、やはり目的財源というものを増強していくことによつて、この単独事業の推進をはかつていくという方向をとつていかざるを得ないんじゃないかならうかと私は考える次第でございませぬ。

○華山委員 これからどうなるかわか

らないというところでございませぬが、私は山形県のことを一つのモデルとして申し上げたのでございませぬけれども、大体こんなものでございませぬ。大体毎年一億五千万から二億、その程度が道路単独事業、そういういたしますと、私はどうしても地方格差が現在あるという事実、これを証明するところのもの、また今後地方格差がこれによつてさらに拡大するであらうということ以外には考えられませぬ。こういうことで国政というものはいいものかどうか。一県平均十五億とおっしゃいましたが、先ほど申し上げましたとおり、山形では単独事業だけでも十五億になりました。この単独事業の中でもならないのでございませぬから、道路等に回すのは知れたものです。これはもうたいへんな一つの地方格差拡大の現象であり、地方格差が今後もっとひどくなる一つの問題ではないか、こういう問題につきまして、自治省といたしまして、国の重点がそうであるならば、道路についてのいろいろな点、交付税、そういう点につきまして、重点的になければいけない、あるいは交付税をそれだけ増して道路のほうにやる、こういうふうでなければいけないと思うのですが、現在のままでは決して地方格差はなくなりませぬ。私はそう思ひます。ひとつ御所見を承つておきたい。

○柴田政府委員 まさにお話しのようなつもりで地方財政計画を組みましたし、地方交付税の算定方法も変更しようとしておるのであります。ただ地方交付税の場合は一般財源がございませぬので、それが道路に必ず使われるという保証は、御承知のようにございませぬ。県によりましてはほかのものを

食つておるところもあるかもしれませぬ。場合によつては他の必要なものも減らして道路に回しておるといふところもございませぬ。したがらいますと、そのところは先ほど申しましたように、決算と対比してみなければわからないだらうということをおし上げたのでございませぬ。

なお、この五カ年計画の単独事業八千億でございませぬが、具体的に県にあらわれてまいりました場合には、公共事業が集中的に投資される県におきましては、公共事業費の地方負担分がふえるものですから、勢いそつちのほうに財源が回つてしまつて、単独事業の規模が減るということもございませぬ。おそろく山形県の場合などは、私が承知してありますところでは、ここ数年公共事業が非常に多くつておりまして、そのしわが単独事業に寄つておるといふことも考えられるのではないかと思ひます。全体といたしましては、県分は三十九年度は大体昨年の倍になつておるわけでありませぬ。単独事業費として倍、公共も何もかもひくくるとなると大体五割増しぐらゐのところではございませぬ。これに基づきまして財政計画を組み単位費用を計算しておるわけではございませぬ。したがらいますと、私どもが立てましたとおり府県がやつていただければ問題はないのでございませぬけれども、それがおしやることとおり行なわれたい。これは注意を喚起をして、ぜひひとつこういうことに重点を置いておるからやつていただきたいということを指導してまいらる以外には方法はない。私どもは、おしやるように地域格差をはたらかしてございませぬ。県によりましてはほかのものを

○華山委員 交付税は、貧乏人同士の
一升ますの中の分け合いにすぎませ
ん。これが増えなければ貧乏人はだめ
なんです。交付税というのは、一升
ますがきまってるのです。これはい
ろいろ国民経済の発展によって増すか
もしれませんが、それを貧乏人
同士が分け合ったって、ちっともよく
ならないじゃありませんか。そこに後
進地域が追いつけないという根本の問
題がある。ほんとうに政府が、後進地
域というものについて行政水準を上げ
たいという考えがあるならば、交付税
を増す。現在の制度としては交付税を
増す、それ以外にない。あるいは道路、
河川等の負担、そういうものを徹底的
に改める、それ以外私には方法はないと
思う。

この問題は長くなりますからこれで
打ち切りますが、私は来年度の決算、
そういうものを見まして、そして、は
たしてどういふふうになっているか、
その決算を見た上でまた御質問をいた
したいと思ひます。

○森田委員長 この際、参考人出頭要
求に関する件についておはかりいたし
ます。

地方税法等の一部を改正する法律案
及び市町村民税減税補てん償還費に
係る財政上の特別措置に関する法律案
の両案審査のため、来たる十六日曜
日、参考人の出席を求め意見を聴取
したいと存じますが、御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めま
す。よって、そのように決しました。

それでは、参考人として税制調査会
委員松隈秀雄君の出席を求むることと
し、なお他の参考人の人選につきまし
ては委員長に御一任願いたいと存じま
すが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めま
す。よって、そのように決しました。
次会は公報をもってお知らせするこ
ととし、本日はこれにて散会いたしま
す。

午後一時十分散会

昭和三十九年三月十六日印刷

昭和三十九年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局